

# 千葉県アレルギー疾患対策推進計画 (素案)

令和5年7月時点

千葉県



## 目 次

<b>第1章 計画の基本方針</b> . . . . .	<b>P1</b>
第1節 計画の趣旨	
第2節 計画の性格	
第3節 対象とするアレルギー疾患	
第4節 計画の期間	
第5節 SDGs との関係	
<b>第2章 アレルギー疾患に係る現状と課題</b> . . . . .	<b>P5</b>
第1節 アレルギー疾患に係る現状	
1 アレルギー疾患の特徴	
2 アレルギー疾患の患者推計数	
3 ぜん息死の状況	
4 アレルギー疾患に係る受療状況	
5 アレルギー疾患に伴う日常生活への影響等	
6 千葉県アレルギー相談センターに寄せられる相談	
7 生活環境	
8 医療連携、診療状況、医療従事者の人材育成状況等	
9 保育所、幼稚園、認定こども園におけるアレルギー疾患を有する未就学児の状況	
10 公立学校におけるアレルギー疾患を有する児童・生徒の状況	
11 公立学校における食物アレルギー対応実施状況	
12 学童保育施設における食物アレルギー対応実施状況	
第2節 アレルギー疾患に係る課題	
1 適切な情報提供の必要性	
2 生活環境の改善による発症・重症化予防の必要性	
3 アレルギー疾患医療提供体制の整備	
4 専門的な知識・技能を有する医療従事者の育成	
5 生活の質の維持向上のための支援	

### **第3章 施策の方向性（基本的施策）** . . . . . **P25**

#### 第1節 アレルギー疾患に関する知識の普及、アレルギー疾患の発症・重症化予防

- 1 アレルギー疾患を有する者・家族に対するアレルギー疾患に関する適切な情報の提供
- 2 生活環境の改善
  - (1) 大気汚染の防止
  - (2) 森林の適正な整備
  - (3) 受動喫煙の防止
  - (4) アレルギー物質を含む食品に関する表示の充実
  - (5) 室内環境におけるアレルゲン対策

#### 第2節 アレルギー疾患医療提供体制の確保

- 1 医療機関の整備等
  - (1) 拠点病院の整備
  - (2) 地域基幹病院の整備
  - (3) アレルギー疾患診療連携体制の整備
- 2 専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の育成
- 3 医療機関情報の提供

#### 第3節 アレルギー疾患を有する者・家族の生活の質の維持向上

- 1 アレルギー疾患に関する相談等に携わる職種の育成
- 2 教育・保育施設、学校、社会福祉施設等におけるアレルギー疾患に対する取り組みの向上
- 3 教育・保育施設、学校、社会福祉施設等における緊急時対応の確立
- 4 災害時の対応
  - (1) 災害時に備えた備蓄等の推進
  - (2) 災害時に備えた啓発の推進

#### 第4節 アレルギー疾患に関する調査・分析、研究等の成果を活用したアレルギー疾患施策の推進

### **第4章 推進方策** . . . . . **P39**

#### 第1節 計画の推進体制

#### 第2節 計画の進行管理

#### 第3節 計画推進に係る数値目標

# 第1章

## 計画の基本方針

## 第1節 計画の趣旨

現在、乳幼児から高齢者まで国民の約2人に1人が気管支ぜん息、アトピー性皮膚炎、花粉症、食物アレルギーなどのアレルギー疾患に罹患しているとされ、その患者数は近年増加傾向にあります。

また、アレルギー疾患には、急激な症状の悪化を繰り返したり、重症化により死に至ったりするものがあり、職場、学校等のあらゆる場面で日常生活に多大な影響を及ぼしています。

このような状況を鑑み、平成27年12月25日、「アレルギー疾患対策基本法（平成26年法律第98号。以下「法」という。）」が施行され、平成29年3月21日に制定された「アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第76号。以下「基本指針」という。）」が令和4年3月に改正されました。

県では、平成31年3月に「千葉県アレルギー疾患対策推進計画（以下「計画」という。）」を策定し、千葉県アレルギー疾患医療拠点病院（以下「拠点病院」という。）の整備、千葉県アレルギー疾患地域基幹病院（以下「地域基幹病院」という。）の選定等によるアレルギー疾患医療提供体制の確保、研修会開催やウェブサイトの整備等によるアレルギー疾患を有する者や家族、医療従事者、相談等に携わる職種、施設職員等への情報提供等アレルギー疾患対策を総合的に推進してまいりましたが、これまでの取組を継続しつつ、改正された基本指針を踏まえ、さらに取組を充実、強化するため、計画を改定することとしました。

## 第2節 計画の性格

本計画は、法第13条に基づき策定し、県での各施策における個別計画等との整合性を図り、本県のアレルギー疾患対策の総合的な推進に関する計画とします。

## 第3節 対象とするアレルギー疾患

本計画におけるアレルギー疾患は、法第2条の規定を踏まえ、気管支ぜん息、アトピー性皮膚炎、アレルギー性鼻炎、アレルギー性結膜炎、花粉症、食物アレルギーその他アレルゲンに起因する免疫反応による人の生体に有害な局所的又は全身的反応に係る疾患であって政令で定めるものとします。

## 第4節 計画の期間

本計画の期間は、2024年4月から2029年3月までの5年間とします。

ただし、国が示す基本指針の改正やアレルギー疾患に関する状況の変化があった場合は、策定から5年を経過する前であっても、必要に応じて内容の見直しを行うこととします。

## 第5節 SDG s との関係

「SDG s」とは、「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals) のことで、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人取り残さない (leave no one behind) ことを誓っています。

SDG s の考え方は、県が目指すべき方向性と同じであることから、SDG s の推進を未来の千葉県を築いていくためには欠かせない、施策横断的な視点として位置づけ、全庁を挙げて取り組むこととしています。本計画においても、これらの趣旨を踏まえ、施策を進めてまいります。



## 第2章

# アレルギー疾患に係る現状と課題

## 第1節 アレルギー疾患に係る現状

### 1 アレルギー疾患の特徴

人の体は、外から侵入してくる細菌やウイルスなどから身を守るため、免疫反応という仕組みを備えています。

一方で、体にとっては本来無害なものにまで排除しようと過剰に免疫反応が働きすぎ、粘膜や皮膚の炎症等を引き起こし、体に悪影響を及ぼすことがあります。このような過剰な排除反応を起こしてしまう病気のことをアレルギー疾患といいます。

アレルギー疾患として、気管支ぜん息、アトピー性皮膚炎、アレルギー性鼻炎、食物アレルギーなどがありますが、これらの疾患には共通して、血液中にあるIgE抗体が免疫反応に関与している、あるいは関与は明らかではなくとも過剰な免疫反応が働いています。このような反応の起きている場所の違いが疾患の違いになっていると考えられます。

疾患のメカニズムが共通していることから、一度発症すると、複数のアレルギー疾患を合併し得ること、新たなアレルギー疾患を発症し得ること等の特徴（アレルギーマーチ）を有するため、発症予防も勘案した適切な治療と管理により症状をコントロールしていくことが非常に重要となります。

#### 代表的なアレルギー疾患

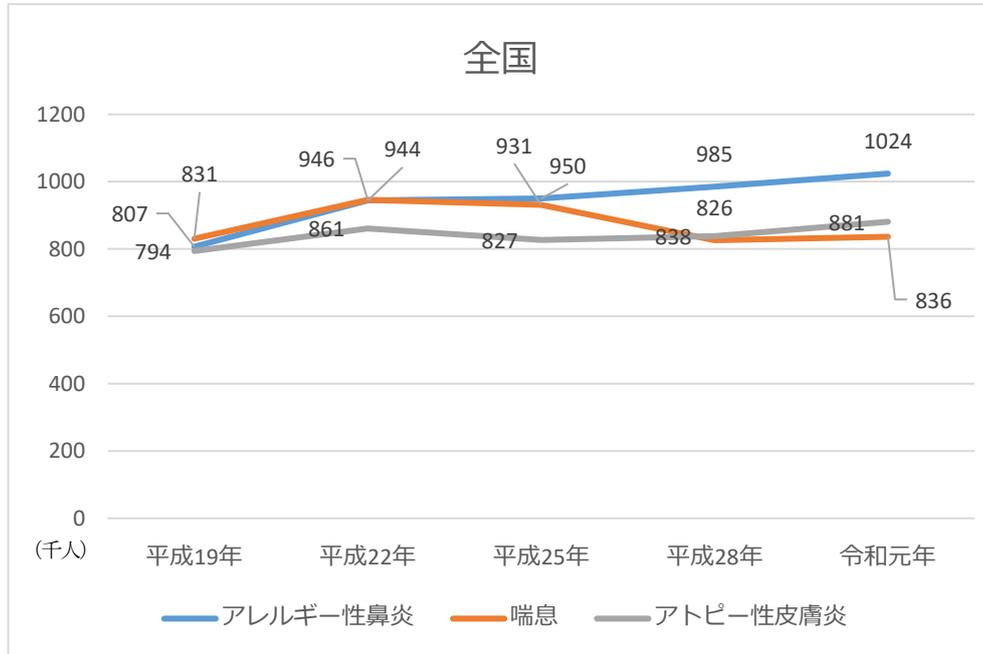
気管支ぜん息	ダニ、ホコリ、ペットのフケや毛などに対する免疫反応により気道が慢性的に炎症を起こし、症状は軽い咳から、ぜん鳴（ゼーゼー、ヒューヒュー）、呼吸困難などと多彩で、重症の発作の場合は死に至ることもあります。
アトピー性皮膚炎	かゆみのある湿疹が、顔、首、肘の内側、膝の裏側などに現れ、ひどくなると全身に広がります。ダニやカビ、ペットの毛、汗、シャンプーや洗剤、生活リズムの乱れなどは、皮膚炎を悪化させる原因になります。
アレルギー性鼻炎	通年性アレルギー性鼻炎は、鼻に入ってくるハウスダスト、ダニ、ペットのフケや毛などが原因で、くしゃみ、鼻水、鼻づまりなどの症状を引き起こします。季節性アレルギー性鼻炎の原因は、スギ、カモガヤ、ブタクサなどの花粉です。
アレルギー性結膜炎	ハウスダスト、ダニのほか、ペットのフケや毛などが目に入ってくることで、目のかゆみ、異物感、充血、涙目などの症状を引き起こします。季節性の場合、主としてスギ、カモガヤ、ブタクサなどの花粉が原因となります。
花粉症	季節性アレルギー疾患で、スギ、カモガヤ、ブタクサなどの花粉が原因となり、くしゃみ、鼻水、鼻づまり、口内や目のかゆみなど様々な症状を引き起こします。
食物アレルギー	一般的には特定の食物を摂取することによって、蕁麻疹のような軽い症状から、アナフィラキシー（皮膚症状や腹痛・嘔吐などの消化器症状、呼吸困難などの呼吸器症状が複数同時にかつ急激に出現した状態）という命に関わる重い症状まで出現することがあります。

## 2 アレルギー疾患の患者推計数

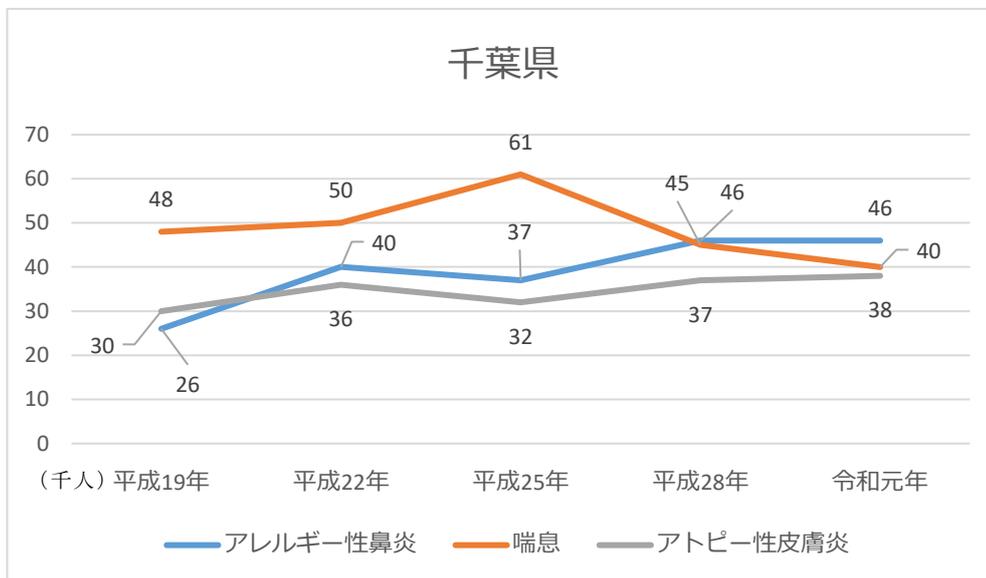
アレルギー疾患推計患者数は、横ばい又は増加傾向にあります。

アレルギー疾患推計患者数の年次推移

【全国】



【千葉県】



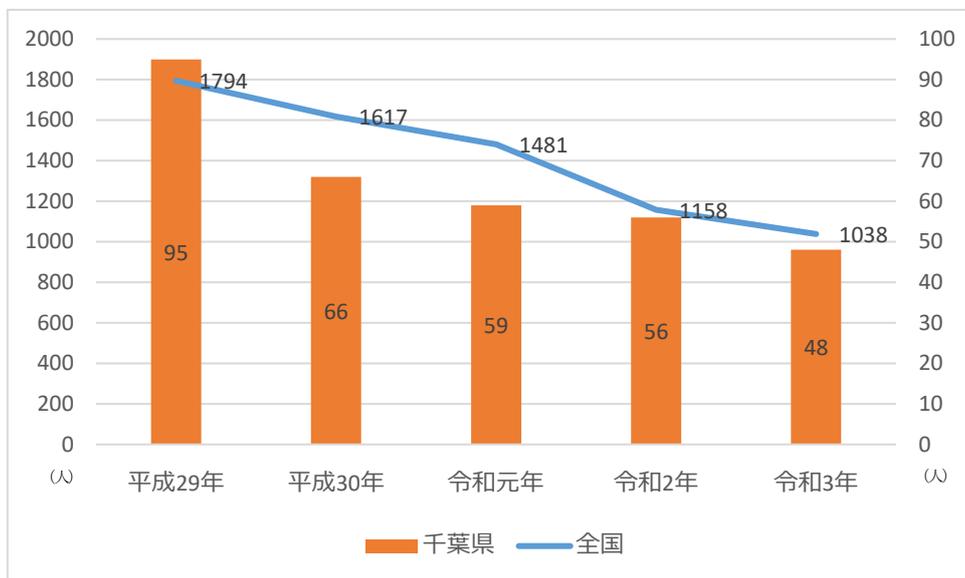
出典：国民生活基礎調査（厚生労働省）を基に作成

### 3 ぜん息死の状況

人口動態調査（厚生労働省）によると、ぜん息による死亡者数は減少傾向にあります。

#### (1) ぜん息死亡者数

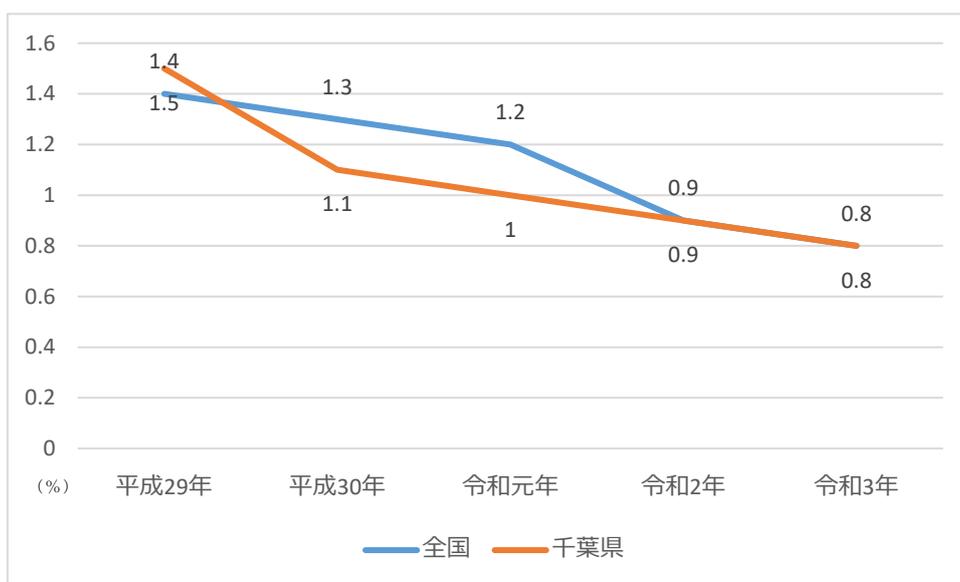
ぜん息死亡者数の推移



出典：人口動態統計（厚生労働省）を基に作成

#### (2) ぜん息死亡率

ぜん息死亡率の推移(人口10万人対)



出典：人口動態統計（厚生労働省）を基に作成

#### 4 アレルギー疾患に係る受療状況

調整中

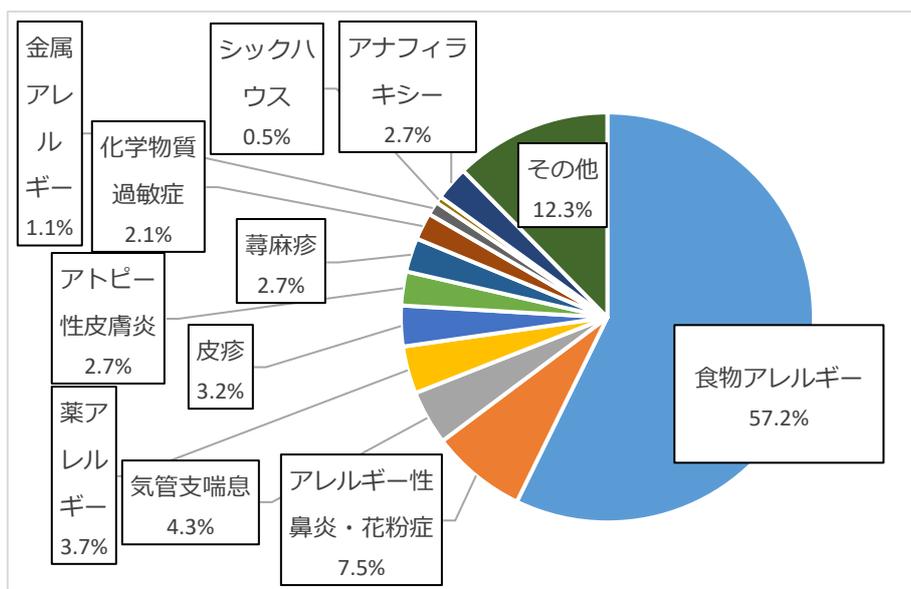
#### 5 アレルギー疾患に伴う日常生活への影響等

調査中

## 6 千葉県アレルギー相談センターに寄せられる相談

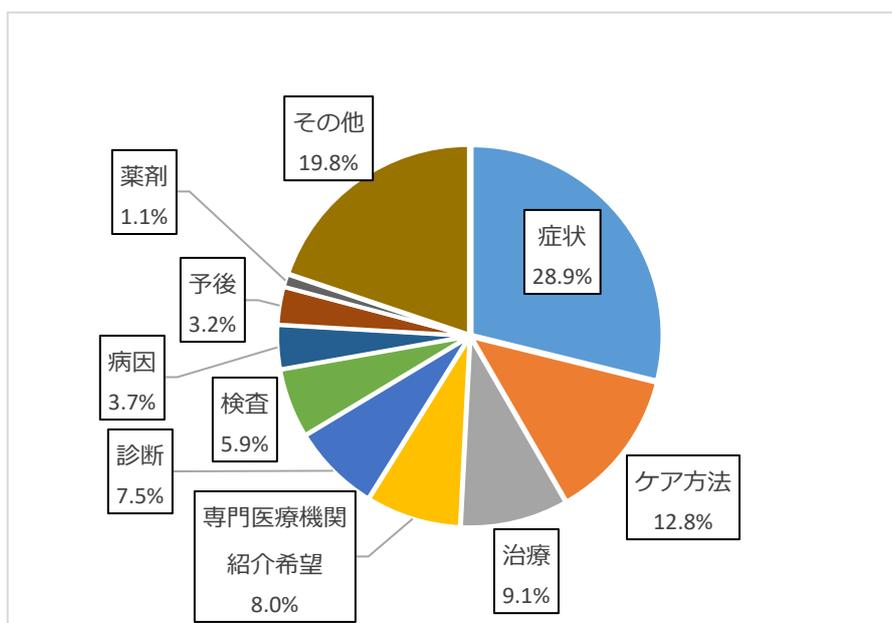
令和4年度に千葉県アレルギー相談センターに寄せられた電話相談の相談疾患については、「食物アレルギー」に関することが最も多く、相談内容については「症状」に関することが最も多くなっています。

### (1) 相談疾患



出典：令和4年度千葉県アレルギー相談センター相談実績

### (2) 相談内容

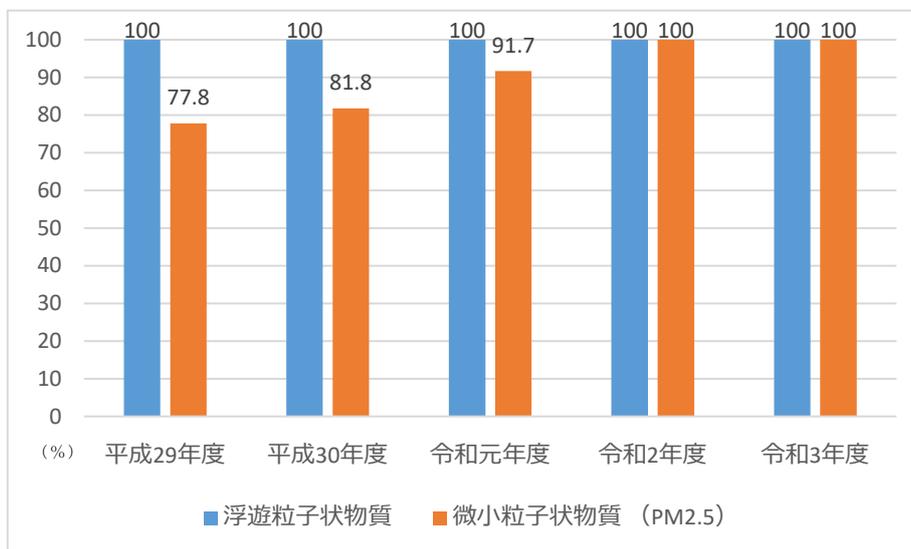


出典：令和4年度千葉県アレルギー相談センター相談実績

## 7 生活環境

### (1) 自動車排出ガス測定局における浮遊粒子状物質及び微小粒子状物質の環境基準達成率

浮遊粒子状物質は5年連続で、微小粒子状物質は令和2年度以降、環境基準達成率100%を達成しています。



出典：2022（令和4）年版千葉県環境白書を基に作成

### (2) 花粉の飛散が少ないスギ・ヒノキの苗の植栽実施面積

花粉の発生源となるスギ・ヒノキ人工林を花粉の少ない森林へ転換するため、伐採および花粉の飛散が少ないスギ・ヒノキの苗の植栽に対し助成を行っており、毎年度、伐採および植栽が実施されています。

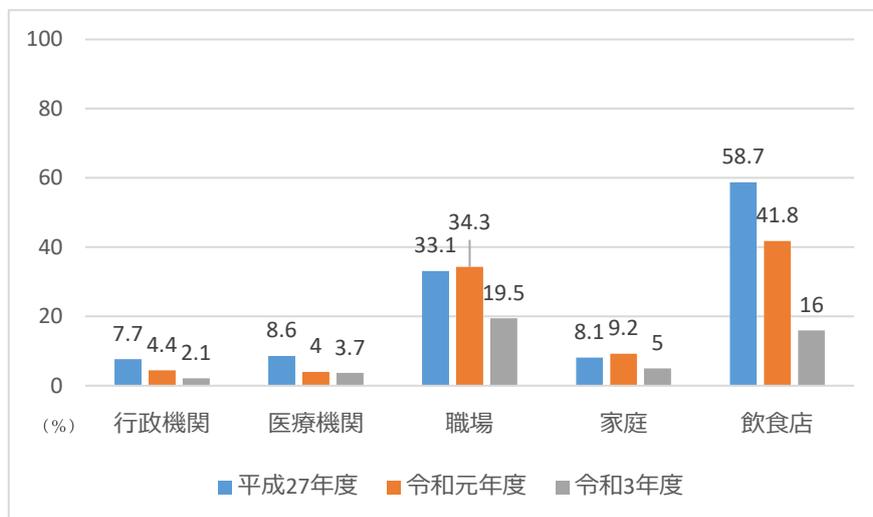
※助成による植栽実施面積

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
10.3ha	8.9ha	28.67ha	29.40ha

出典：千葉県アレルギー疾患対策推進計画進捗管理報告を基に作成

### (3) 受動喫煙の機会を有する者の割合

過去1ヶ月間に特定の場所において受動喫煙があったと回答する者の割合は減少しています。



出典：生活習慣に関するアンケート調査（千葉県）を基に作成

※調査は1年おきに実施されているが、平成29年度は回答条件が異なるため掲載しない。

### (4) 室内環境等に関する相談状況

千葉県アレルギー相談センターには、アレルギー疾患に影響を与えるダニ、ホコリ、ペットのフケや毛等の室内環境等に関する相談が寄せられており、令和4年度は、全相談の9.1%が室内環境等に関する相談となっています。

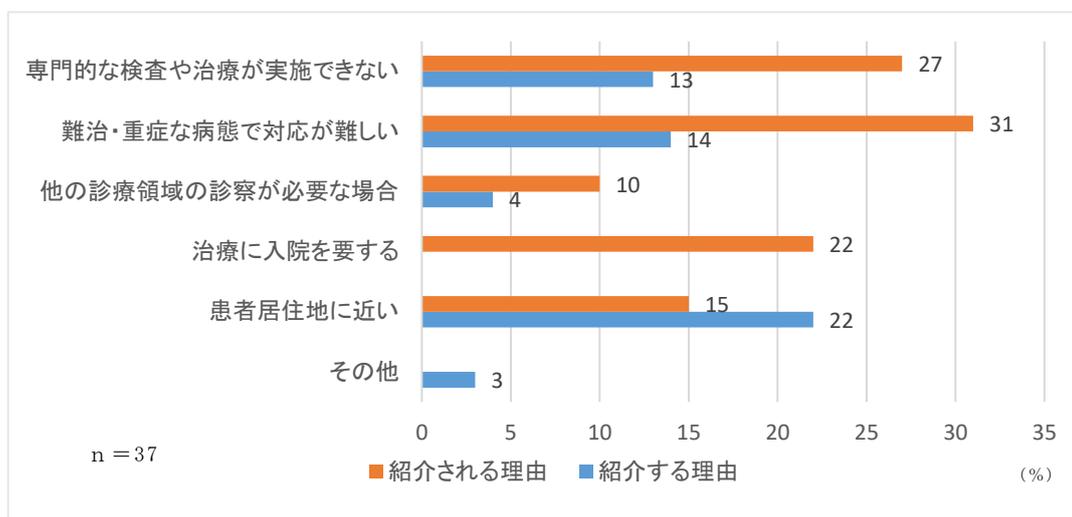
## 8 医療連携、診療状況、医療従事者の人材育成状況等

拠点病院が行った地域基幹病院（診療科別：内科、皮膚科、耳鼻科、眼科、小児科）を対象とした「令和3年度アレルギー疾患地域基幹病院アンケート調査」によると、地域基幹病院は、専門的な検査治療、難治な症例や入院加療が必要な場合に紹介を受けており、地域基幹病院でも対応しきれない、他の診療領域の診察が必要な場合や患者の（通院の利便性から）居住地に近いという理由で医療機関に紹介を行っているという回答をしていました。また、紹介する上で、紹介先の診療実績や紹介先が疾患に対応しているのかといった情報を必要としていました。

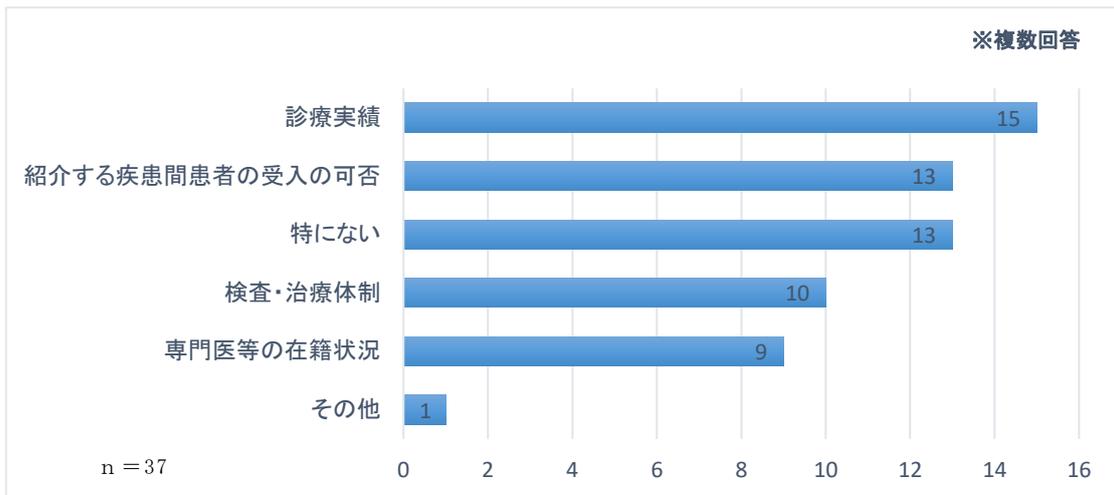
地域基幹病院の近隣医療機関においては、アレルギー性鼻炎（耳鼻科）は10割、成人気管支喘息（内科）、アトピー性皮膚炎（皮膚科）は約7割が概ね各疾患のガイドラインを参照して診療している状況でした。

医師以外の医療従事者の患者教育の必要性について、「必要である」「どちらかといえば必要である」との回答が多い一方で、医師と比較し、医師以外の医療従事者を対象とした人材育成研修の取組が少ないことが分かりました。

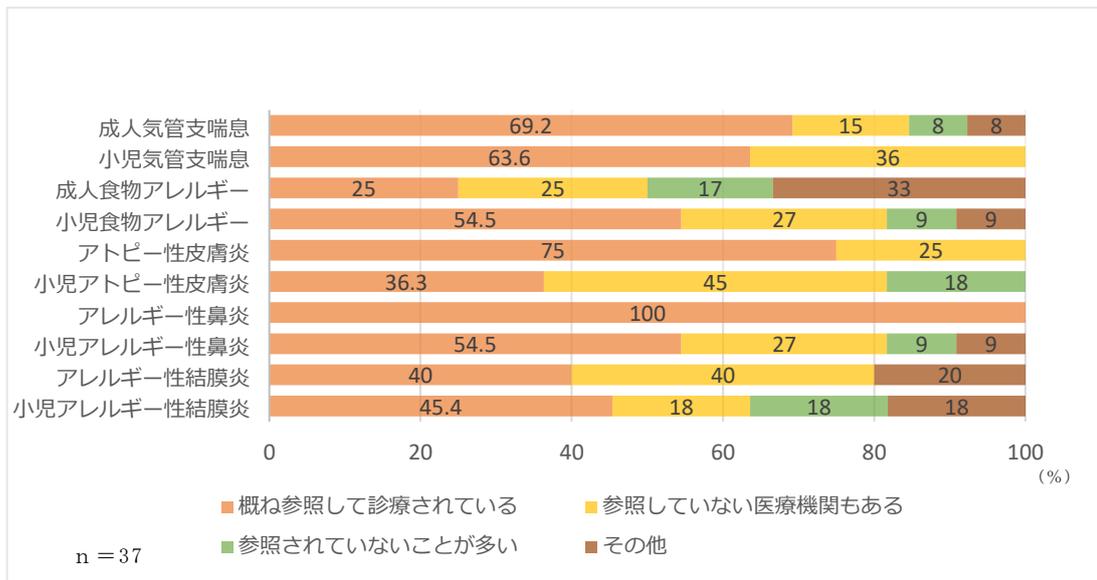
### (1) 地域との医療連携（紹介）の理由



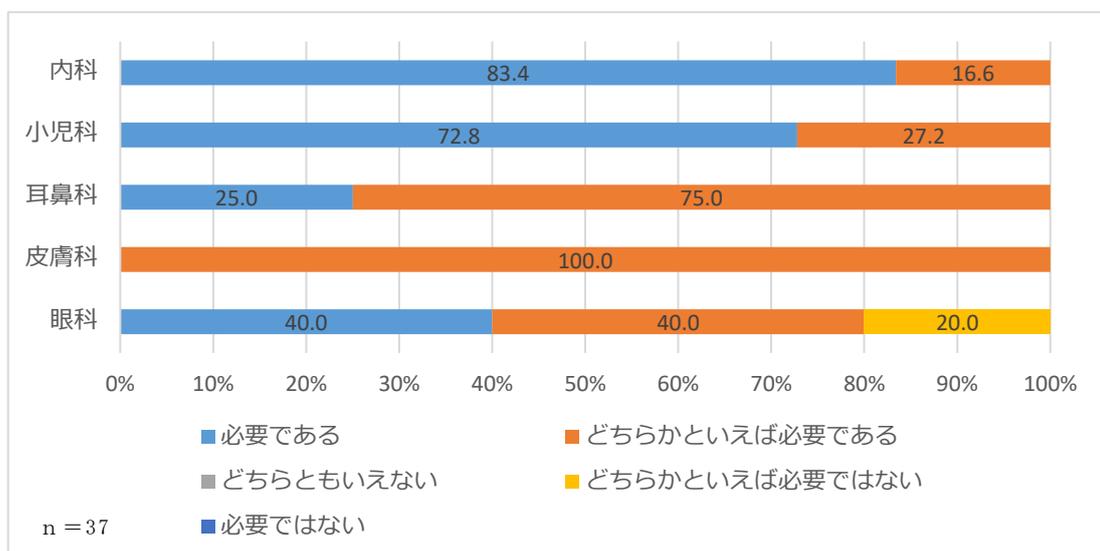
(2) 他医療機関に紹介する上で必要な情報



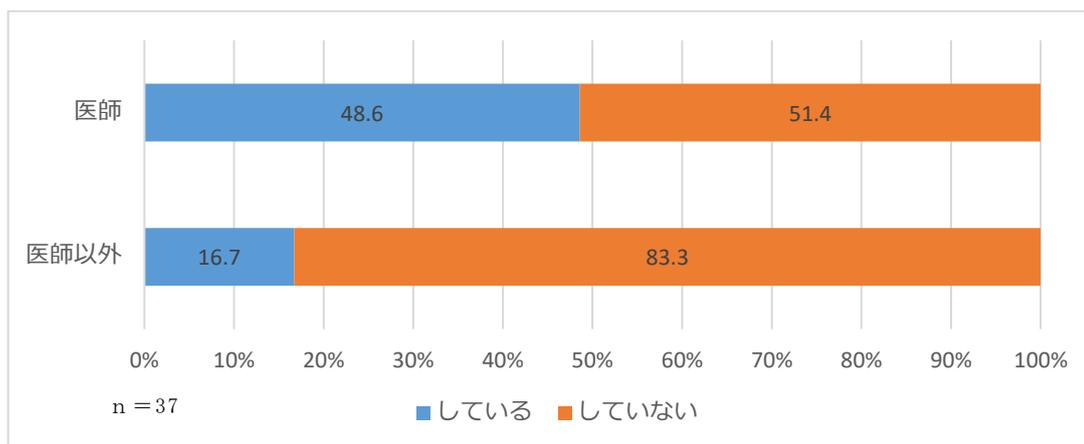
(3) 地域基幹病院の近隣医療機関における各疾患のガイドライン使用状況



(4) 医師以外の医療従事者による患者教育の必要性

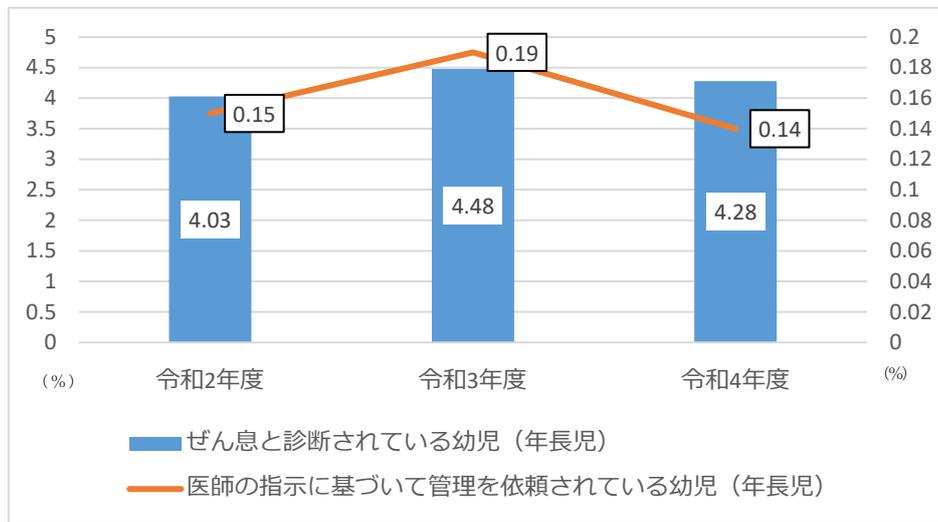


(5) 医師及び医師以外の医療従事者を対象とした人材育成の取組状況



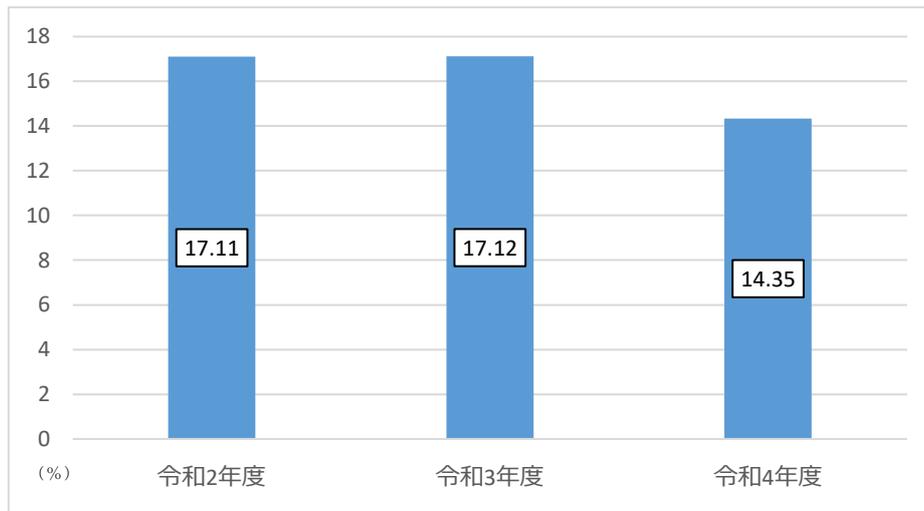
## 9 保育所、幼稚園、認定こども園におけるアレルギー疾患を有する未就学児の状況

### (1) ぜん息の者の割合（年長児）



出典：未就学児のエピペン®持参状況等及び気管支ぜん息の状況に関する調査（千葉県教育委員会）を基に作成

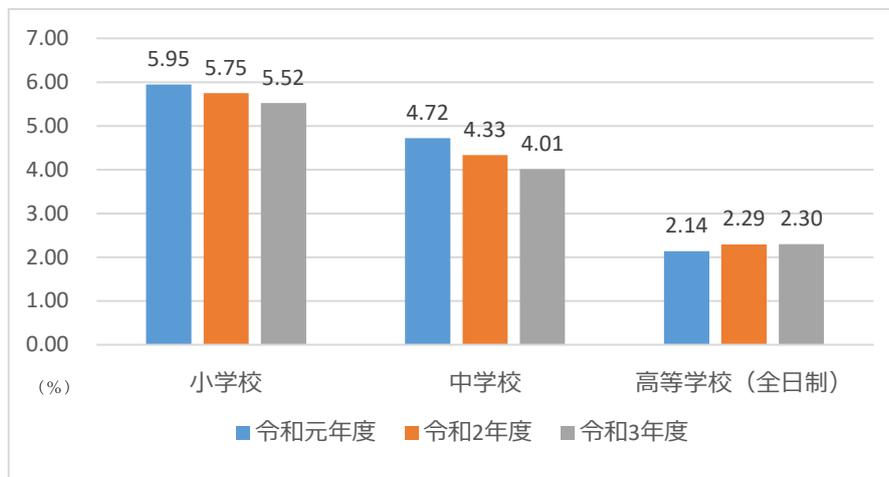
### (2) エピペン®を処方されている未就学児を受け入れている施設の割合



出典：未就学児のエピペン®持参状況等及び気管支ぜん息の状況に関する調査（千葉県教育委員会）を基に作成

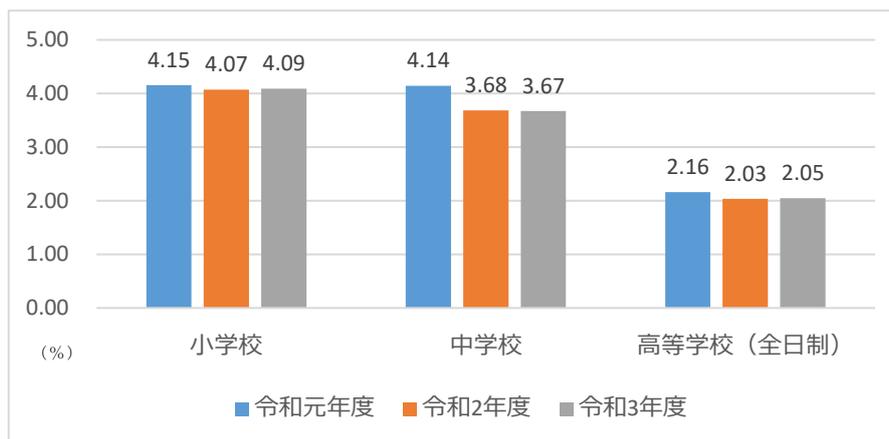
## 10 公立学校におけるアレルギー疾患を有する児童・生徒の状況

### (1) ぜん息の者の割合



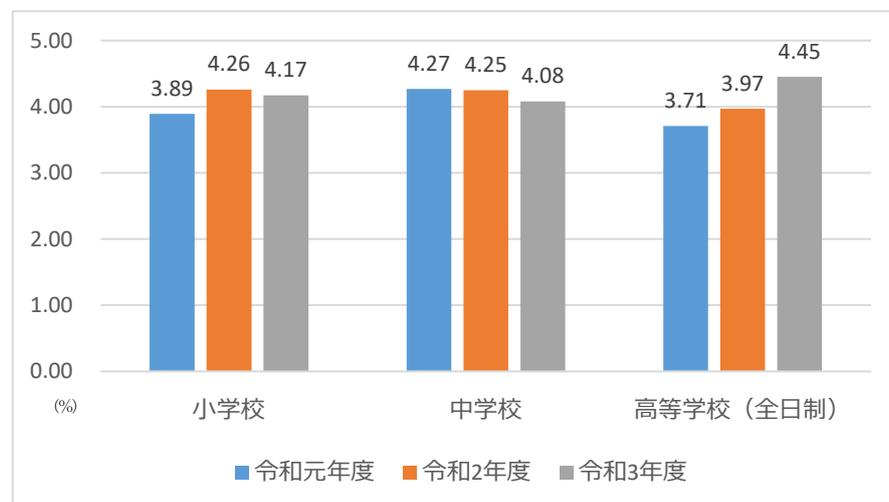
出典：千葉県公立学校児童生徒定期健康診断等結果（千葉県教育委員会）を基に作成

### (2) アトピー性皮膚炎の者の割合



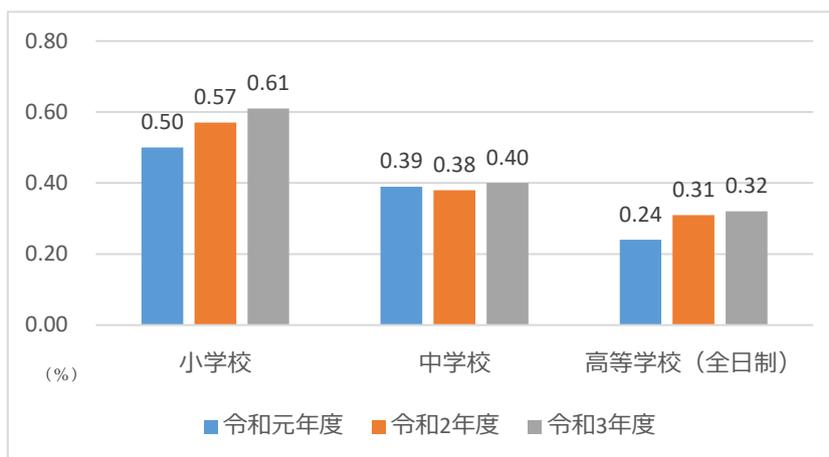
出典：千葉県公立学校児童生徒定期健康診断等結果（千葉県教育委員会）を基に作成

### (3) 食物アレルギーの者の割合



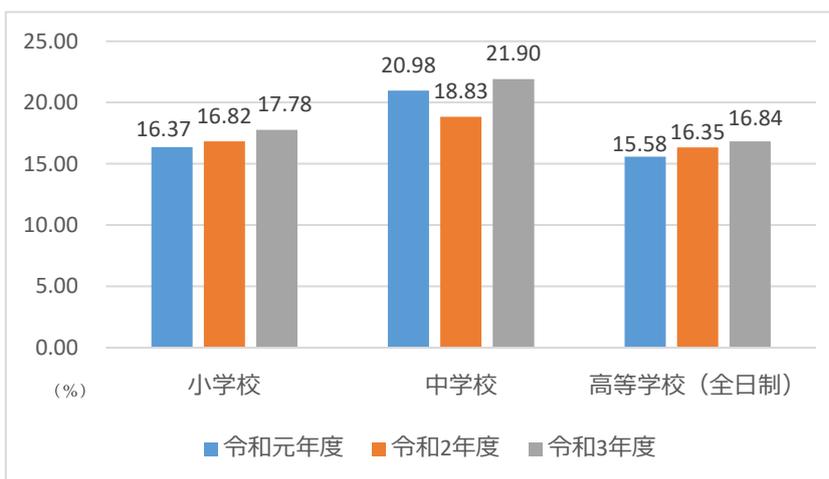
出典：千葉県公立学校児童生徒定期健康診断等結果（千葉県教育委員会）を基に作

(4) 食物アレルギーと診断されエピペン®の処方を受けて学校に持参している者の割合



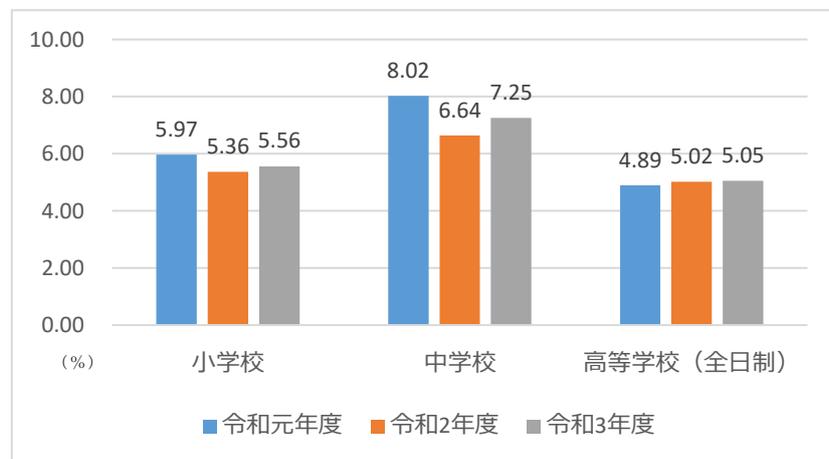
出典：千葉県公立学校児童生徒定期健康診断等結果（千葉県教育委員会）を基に作成

(5) アレルギー性鼻炎の者の割合



出典：千葉県公立学校児童生徒定期健康診断等結果（千葉県教育委員会）を基に作成

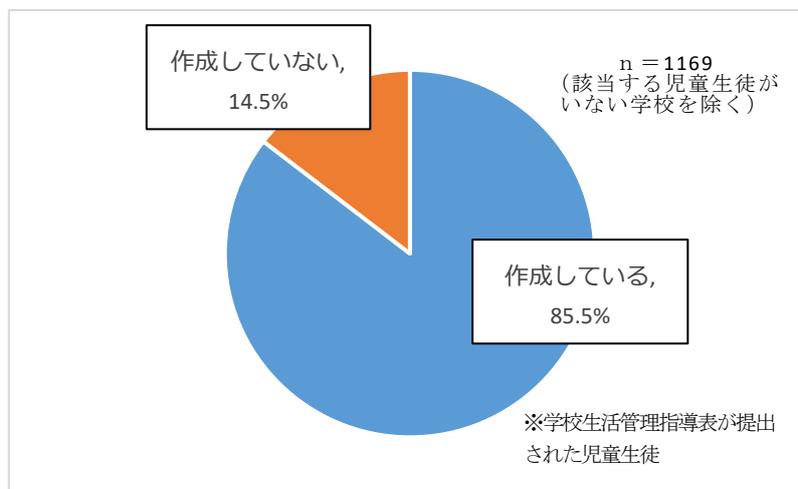
(6) アレルギー性結膜炎



出典：千葉県公立学校児童生徒定期健康診断等結果（千葉県教育委員会）を基に作成

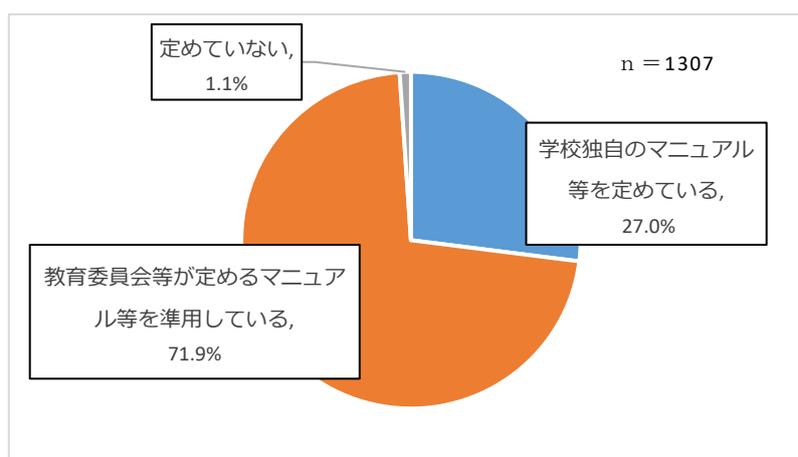
1.1 公立学校における食物アレルギー対応実施状況 ※学校給食がない学校を含む

(1) 食物アレルギーのある児童生徒への個別の対応プラン作成状況



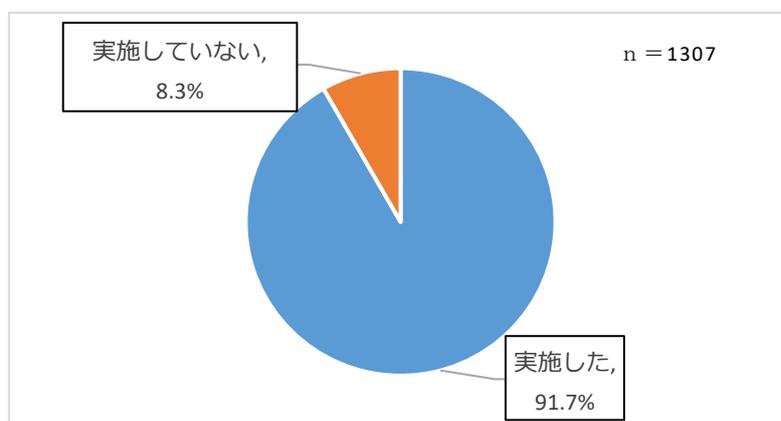
出典：令和3年度学校でのアレルギー疾患への対応に関する調査（千葉県教育委員会）を基に作成

(2) 食物アレルギー・アナフィラキシーに対する緊急時対応マニュアルの整備状況



出典：令和3年度学校でのアレルギー疾患への対応に関する調査（千葉県教育委員会）を基に作成

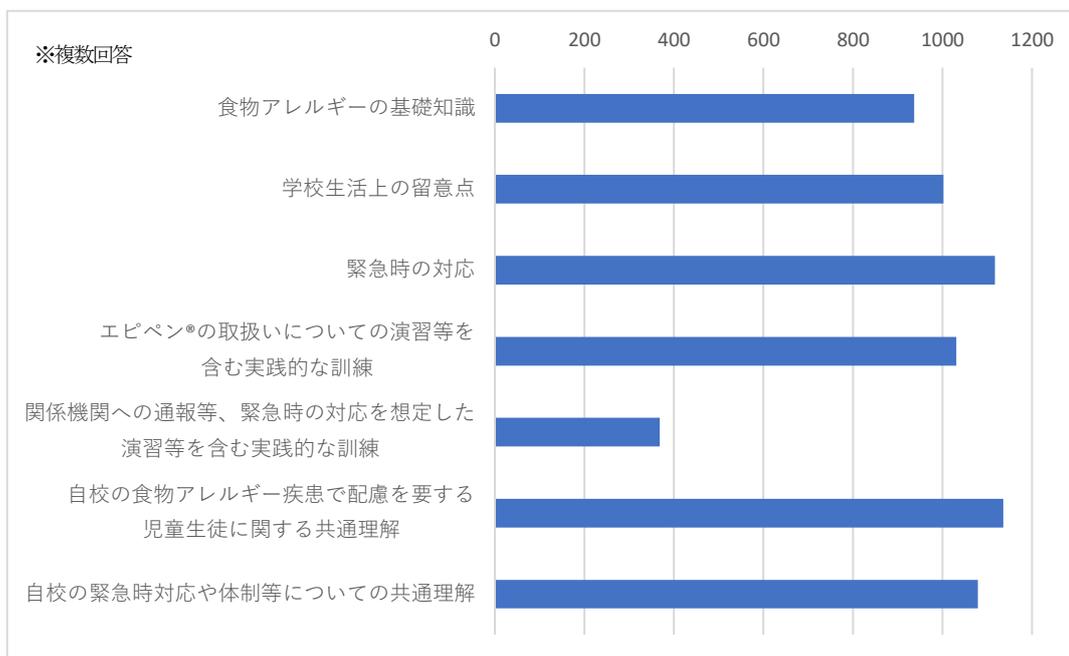
(3) アレルギーに関する校内研修（教職員対象研修）の実施状況



※食物アレルギー以外のアレルギーに関する内容を含む

出典：令和3年度学校でのアレルギー疾患への対応に関する調査（千葉県教育委員会）を基に作成

#### (4) 食物アレルギー対応に係る校内研修で実施した内容



出典：令和3年度学校でのアレルギー疾患への対応に関する調査（千葉県教育委員会）を基に作成

## 1 2 学童保育施設における食物アレルギー対応実施状況

拠点病院が令和2年度に行った学童保育施設を対象とした「千葉県内の学童保育施設における食物アレルギー対応についての実態調査」によると、回答のあった567施設の内、食物アレルギーの児童を預かる施設は76.5%、エピペン®を持参する児童がいる施設は22.8%ありました。

また、食物アレルギーの研修経験がある職員がいる施設は76.0%となっているものの、87.1%の施設が児童を預かる上で不安や心配があると回答し、さらに、8.0%の施設でアレルギー症状出現の経験があることから、学童保育の現場の対応や研修内容の検討が必要であることが明らかになりました。

## 第2節 アレルギー疾患に係る課題

### 1 適切な情報提供の必要性

インターネット等にはアレルギー疾患の原因やその予防法、症状の軽減に関する膨大な情報があふれており、この中から、適切な情報を選択することは困難となっています。

また、適切な情報が得られず、若しくは科学的知見に基づく治療から逸脱した情報を選択したがゆえに、症状が再燃又は増悪する例が指摘されています。

アレルギー疾患を有する者やその家族、妊婦や乳幼児の保護者等が正しい知識を持ち、その知識や情報を生かしていくことができるよう適切な情報提供が必要です。

### 2 生活環境の改善による発症・重症化予防の必要性

アレルギー疾患は、アレルゲンの曝露の量や頻度等の増減によって症状の程度に変化が生じるという特徴を有するため、アレルギー疾患を有する者の生活する環境、すなわち周囲の自然環境及び住居内の環境、そこでの生活の仕方並びに周囲の者の理解に基づく環境の管理等に大きく影響されます。

したがって、アレルギー疾患の発症や重症化を予防し、その症状を軽減するためには、アレルゲン回避を基本とし、また免疫寛容の誘導も考慮に入れつつ、アレルギー疾患を有する者を取り巻く環境の改善を図ることが重要です。

### 3 アレルギー疾患医療提供体制の整備

アレルギー疾患医療は、正確な診断に基づく、適切なアレルギー疾患診療連携体制の下で、治療と管理が行われることが大切であり、診療所や一般病院で多くの診療を担うかかりつけ医に対して、科学的知見に基づく適切な医療に関する情報が常に提供され、適切な治療が決定される環境を構築していくことが重要です。

また、診療所や一般病院では診断が困難な症例や標準的な治療では病態が安定化しない重症及び難治性のアレルギー疾患患者に対して、関係する複数の診療科が連携の上治療を行う、アレルギー疾患医療の拠点となる医療機関を選定し、診療連携体制を整備していくことが求められています。

アレルギー疾患医療は診療科が多岐にわたることや、専門的な知識及び技能を有する医師が偏在していること等から地域間格差が見られることが指摘されており、県では、拠点病院の整備、地域基幹病院の選定等によるアレルギー疾患医療提供体制の確保を進めてま

いました。これまで構築したネットワークを活かし、拠点病院、地域基幹病院、かかりつけ医、歯科医、薬局の診療連携体制をさらに強化していく必要があります。

#### 4 専門的な知識・技能を有する医療従事者の育成

近年、医療の進歩に伴い、科学的知見に基づく医療を受けることにより症状のコントロールがおおむね可能となっていることから、診療・管理ガイドラインに則った医療のさらなる普及が望まれています。また、居住する地域や年代に関わらず、等しくそのアレルギーの状態に応じて適切なアレルギー疾患医療を受けることができるよう、アレルギー疾患医療の専門的な知識及び技能を有する医師、歯科医師、薬剤師、看護師、臨床検査技師、管理栄養士等、アレルギー疾患医療に携わる医療従事者全体の知識や技能の向上を図る必要があります。

#### 5 生活の質の維持向上のための支援

アレルギー疾患を有する者は、多くのアレルギー疾患以外の慢性疾患を有する者と同様に、発症後に、症状のコントロールが不十分なために、休園、休学、休職等を余儀なくされ、時には成長の各段階で過ごす学校や職場等において、適切な理解、支援が得られず、長期にわたり生活の質を著しく損なうことがあります。

また、アレルギー疾患の中には、アナフィラキシーなど、突然症状が増悪する例もあります。

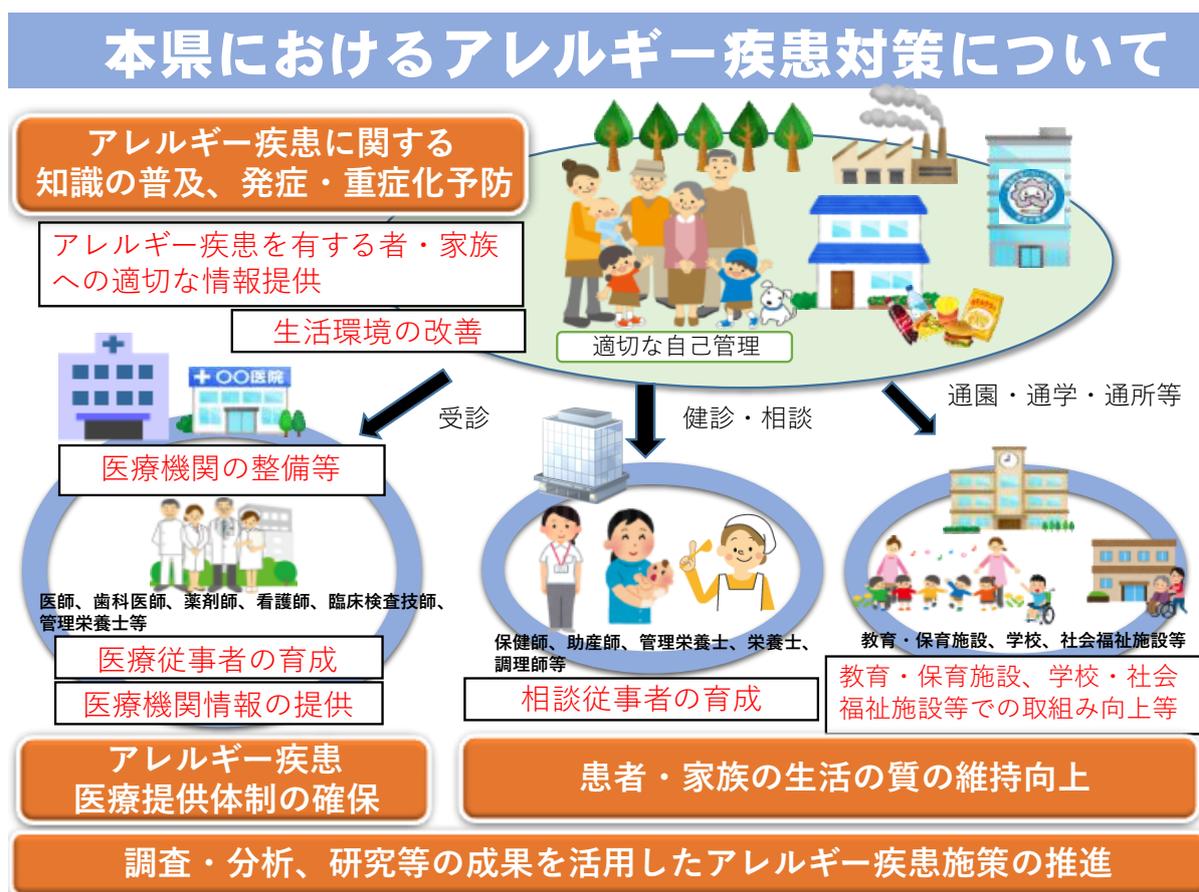
アレルギー疾患を有する者が、安心して暮らしていくために、周囲の関係者がアレルギー疾患の理解を深め、適切に支援していく必要があります。



## **第3章**

### **施策の方向性（基本的施策）**

- 県では、アレルギー疾患を有する者及びその家族が安心して生活できる社会を目指し、
- ①アレルギー疾患に関する知識の普及、アレルギー疾患の発症・重症化予防、
  - ②アレルギー疾患医療提供体制の確保、
  - ③アレルギー疾患を有する者・家族の生活の質の維持向上、
  - ④アレルギー疾患に係る調査・分析、研究等の成果を活用したアレルギー疾患施策の推進、
- を基本的施策として推進していきます。



# 基本的施策

## 第1節 アレルギー疾患に関する知識の普及アレルギー疾患の発症 重症化予防

患者・家族に対するアレルギー疾患に関する適切な情報提供

- 千葉県アレルギー相談センターにおける助言等
- アレルギー疾患を有する者・家族等を対象とする研修会開催やウェブサイトの整備等を通じた情報提供の充実
- 両親学級や乳幼児健診等における妊婦や保護者等への適切な情報提供

生活環境の改善

- 大気汚染の防止
- 森林の適正な整備
- 受動喫煙の防止
- アレルギー物質を含む食品に関する表示の充実
- 室内環境におけるアレルゲン対策

## 第2節 アレルギー疾患医療提供体制の確保

医療機関の整備等

- 拠点病院 地域基幹病院の整備
- アレルギー疾患診療連携体制の整備

専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の育成

- 医師に対する最新のアレルギー疾患医療に係る情報提供
- 医師、歯科医師、薬剤師、看護師、臨床検査技師、管理栄養士、その他の医療従事者への研修

医療機関情報の提供

- ウェブサイト等を通じたアレルギー疾患診療に係る医療機関情報の提供

## 第3節 アレルギー疾患を有する者・家族の生活の質の維持向上

アレルギー疾患に関する相談等に携わる職種の育成

- 保健師、助産師、管理栄養士、栄養士、調理師等を対象とする研修
- 国等が開催する各種研修会の周知等

教育・保育施設、学校、社会福祉施設等におけるアレルギー疾患に対する取り組みの向上

- 職員に対する研修機会の確保等
- アレルギー疾患対策に係る各種ガイドラインを活用した体制整備の促進
- 給食施設への情報提供・助言等

教育・保育施設 学校、社会福祉施設等における緊急時対応の確立

- アナフィラキシーショックを起こすおそれのある児童生徒等に関する学校生活管理指導表等の消防機関等との情報共有の推進
- 拠点病院と連携した、市町村関係課や教育委員会等への助言支援

災害時の対応

- 関連部署、関連団体と連携した平時からの災害時に備えた備蓄等の推進
- 災害時に備えた啓発の推進

## 第4節 アレルギー疾患に係る調査分析、研究等の成果を活用したアレルギー疾患施策の推進

## 第1節 アレルギー疾患に関する知識の普及、アレルギー疾患の発症・重症化予防

アレルギー疾患を適切に自己管理ができるよう、正しい知識の普及に努めるとともに、アレルギー疾患の発症・重症化予防のために生活環境の改善を図っていきます。

### 1 アレルギー疾患を有する者・家族に対するアレルギー疾患に関する適切な情報の提供

- アレルギー疾患を有する者やその家族の悩みや不安に対応するため、「千葉県アレルギー相談センター」において、専門の医師や看護師等が、アレルギー全般に対応し、適切に自己管理を行い、適切な治療が受けられるよう助言等を行っていきます。また、拠点病院においてピアサポートによる電話相談を実施していきます。【疾病対策課】
- アレルギー疾患を有する者を含めた県民が、アレルギー疾患を有する者への正しい理解のための適切な情報にいつでも容易にアクセスできるよう、県ホームページ内「アレルギー相談センター」の専用サイトや拠点病院ホームページ「アレルギー疾患情報サイト」において、各アレルギー疾患の説明、治療及び対処方法の説明等を紹介していきます。また、アレルギー疾患を有する者の自己管理の向上に資する、各種の学会等の学術団体の公式ホームページや、公的機関のホームページ等を紹介していきます。【疾病対策課】
- アレルギー疾患の重症化の予防には、平時からの自己管理が重要であるため、研修会の開催をとおして、アレルギー疾患を有する者やその家族、地域住民に対するアレルギー疾患に関する適切な情報の提供に取り組んでいきます。【疾病対策課・健康づくり支援課】
- 市町村保健センター等で実施する両親学級や乳幼児健康診査等母子保健事業において、妊婦や乳幼児の保護者等に対する適切な保健指導や医療機関への受診勧奨等、適切な情報提供が実施されるよう、研修会等での情報提供に努め、市町村を支援していきます。【児童家庭課】

### 2 生活環境の改善

#### (1) 大気汚染の防止

安心して暮らすことができる健やかな環境を守るため、良好な大気を保全し、化学物質による汚染を防止するため、工場・事業場等に対する汚染物質の排出削減指導、自動車排出ガス対策の推進、大気環境等の監視、大気環境にやさしいライフスタイルへ

向けた啓発等の推進に努めていきます。【大気保全課】

(2) 森林の適正な整備

花粉飛散の軽減に資するため、スギ・ヒノキ等の花粉飛散を抑制するための技術開発に取り組むとともに、花粉対策品種への植替え等の森林整備を行っていきます。

【森林課】

(3) 受動喫煙の防止

受動喫煙の健康被害について県民へ啓発を行うとともに、健康増進法に基づき望まない受動喫煙を防止するため、多数の者が利用する施設の原則屋内禁煙の徹底を図ります。

また、県民や事業者を対象とした説明会の開催やリーフレットの配布などにより法の周知とその対応を図ります。なお、禁煙治療を行っている医療機関の情報を積極的に発信する等、喫煙者の禁煙を支援していきます。【健康づくり支援課】

(4) アレルギー物質を含む食品に関する表示の充実

県内で製造・流通する食品等について、アレルギー物質の検査を含む食品検査の充実を図るとともに、食品を製造・販売する施設への監視を実施し、アレルギー物質に関する適正な表示を指導していきます。

また、県民や食品関連事業者等からの相談にはワンストップサービスでわかりやすく説明し、食品関連事業者への研修会やパンフレットなどによる広報活動を行うことにより、適正な食品表示について普及・啓発を図るとともに、外食・中食における食物アレルギーの適切な情報提供に関する取組の必要性についても事業者等に対して周知を図っていきます。【衛生指導課】

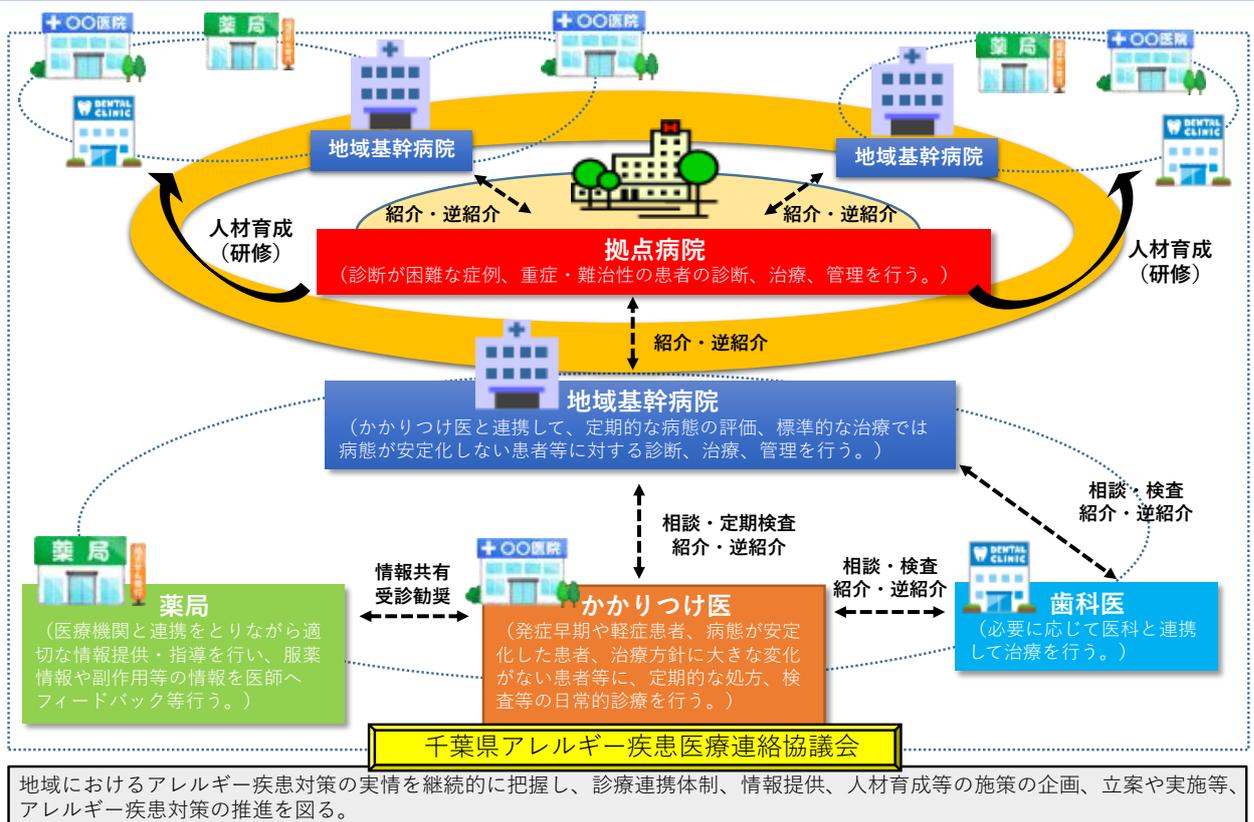
(5) 室内環境におけるアレルゲン対策

アレルギー疾患に配慮した居住環境及び生活の仕方といった生活環境がアレルギー疾患に与える影響等に係る最新の知見に基づいた正しい情報を提供するため、相談に対し助言等を行う他、独立行政法人環境再生保全機構が発行するパンフレットやウェブサイト等を通じ、情報提供の充実を図っていきます。【疾病対策課・衛生指導課】

## 第2節 アレルギー疾患医療提供体制の確保

アレルギー疾患を有する者が、その居住する地域や世代に関わらず、科学的知見に基づく適切な医療を等しく受けられるよう、アレルギー疾患医療全体の質の向上及び提供体制の整備を推進していきます。

### 本県におけるアレルギー疾患の医療提供体制について (イメージ図)



## 1 医療機関の整備等

### (1) 拠点病院の整備

診断が困難な症例や標準的治療では病態が安定化しない重症及び難治性アレルギー疾患患者に対し、関係する複数の診療科が連携して、診断、治療、管理を行う拠点病院を整備していきます。【疾病対策課】

#### 拠点病院の役割

##### ①情報提供

アレルギー疾患の重症化の予防には、平時からの自己管理が重要であるため、患者やその家族、地域住民に対するアレルギー疾患に関する適切な情報の提供に取り組む。また、千葉県アレルギー疾患医療連絡協議会が企画する、患者やその家族に対する定期的な講習会や地域住民に対する啓発活動等に主体的に取り組む。

##### ②人材育成

千葉県アレルギー疾患医療連絡協議会での検討を基に、アレルギー疾患医療に携わる医療従事者の知識や技能の向上に資する研修のみならず、保健師、栄養士や学校、児童福祉施設等の教職員等に対する講習の実施に、積極的に関与する。

##### ③研究

学校現場でのアレルギー疾患対策の状況やアレルギー疾患の地域的特性等、都道府県におけるアレルギー疾患の実情を継続的に把握するための調査・分析を行い、都道府県によるアレルギー疾患対策の推進を支援する。また、国が長期的かつ戦略的に推進する全国的な疫学研究、臨床研究等に協力する。

##### ④学校、児童福祉施設等におけるアレルギー疾患対応への助言、支援

県の各地域における学校や児童福祉施設等が抱えるアレルギー疾患に関する諸問題に対して、市町村の教育委員会や市町村の関係部局に対し、医学的見地からの助言、支援を行う。

## (2) 地域基幹病院の整備

かかりつけ医と連携して、定期的な病態の評価、標準的な治療では病態が安定化しない患者等に対する診断、治療、管理を行う地域基幹病院を整備していきます。

### 地域基幹病院の役割

- ①かかりつけ医と連携して、定期的な病態の評価、標準的な治療では病態が安定化しない患者等に対する診断、治療、管理を行う。
- ②拠点病院が実施する事業に参加・協力する。

## (3) アレルギー疾患診療連携体制の整備

- かかりつけ医を中心とした適切なアレルギー疾患医療提供体制の推進

アレルギー疾患に罹患する患者数に鑑み、アレルギー疾患を有する者が居住する地域や世代に関わらず、診療所や一般病院における身近なかかりつけ医のもとで、診療・管理ガイドラインに基づく適切なアレルギー疾患医療を受けられるよう、かかりつけ医を中心とした医療提供体制の整備を推進していきます。【疾病対策課】

- かかりつけ医、地域基幹病院、拠点病院の診療連携体制の整備

定期的に専門医による病態の評価が必要な患者や、診療所や一般病院での標準的な治療では病態が安定化しない重症及び難治性の患者等に対する、かかりつけ医、地域基幹病院、拠点病院の間での診療連携体制の構築を拠点病院と連携して推進していきます。【疾病対策課】

## 2 専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の育成

- かかりつけ医が担うアレルギー疾患診療において必要な技能や知識等の習得を推進していくため、拠点病院や医師会等と連携して、医師に対して最新の科学的知見に基づく適切な医療についての情報提供を行うなど講習の機会を確保していきます。

【疾病対策課】

- アレルギー疾患医療に携わる医師、歯科医師、薬剤師、看護師、臨床検査技師、管理栄養士、その他医療従事者の知識や技能の向上に資する研修を、拠点病院と連携して推進していきます。【疾病対策課】

### 3 医療機関情報の提供

アレルギー疾患に携わる専門的な知識及び技術を有する医療従事者並びにアレルギー疾患医療に係る提供機関の情報について、ウェブサイト等を通じ、患者やその家族、医療従事者向けに提供していきます。【疾病対策課・医療整備課】

### 第3節 アレルギー疾患を有する者・家族の生活の質の維持向上

アレルギー疾患を有する者・家族が、安心して生活を送ることができるように、周囲の関係者がアレルギー疾患を理解し、適切な配慮や対応ができるよう、施設等の職員への研修や情報提供等を行っていきます。

#### 1 アレルギー疾患に関する相談等に携わる職種の育成

- 日頃アレルギー疾患を有する者への対応が求められることが多い保健師、助産師、管理栄養士、栄養士、調理師等がアレルギー疾患への対応に関する適切な知見を得られるよう、拠点病院と連携して研修会の開催や助言等を行っていきます。【疾病対策課】
- 国が開催する研修会や、アレルギー関連団体が主催する講習会等への参加による自己研鑽を促すため、各関係機関を通じて広く参加の呼びかけを行っていきます。

【疾病対策課】

#### 2 教育・保育施設、学校、社会福祉施設等におけるアレルギー疾患に対する取り組みの向上

- 職員等が食物アレルギー等について正しい知識を習得し、平時からのアレルギー疾患対応や事故防止、緊急時に備えた体制の確立を図るため、研修会の開催や各関係機関を通じた研修会参加の呼びかけを行っていきます。

【疾病対策課・子育て支援課・学事課・保健体育課・児童家庭課・障害福祉事業課・高齢者福祉課】

- 保育所等において、アレルギー疾患を有する児童が分け隔てなく生活を送ることができるよう、厚生労働省が作成した「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」や「放課後児童クラブ運営指針」等のガイドラインを周知し体制整備を促進していきます。

【子育て支援課・学事課・児童家庭課・障害福祉事業課】

- 学校においては、財団法人日本学校保健会が作成した「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」及び文部科学省が作成した「学校給食における食物アレルギー対応指針」等に基づき、食物アレルギー対応方針やマニュアル等の策定・整備を行うとされていることから、各学校設置者（教育委員会等）、各学校及び各調理場による地域や学校の状況に応じた策定・整備に対して、適切な助言及び指導を行っていきます。

食物アレルギー対応を行う児童生徒に関する情報について調理員も含めた教職員間で共有し、共通認識のもと、学校給食時のルールの決定や、児童生徒の誤食、症状出現時の緊急時について、具体的・確実に対応できる体制の整備をさらに進めていきます。

**【学事課・保健体育課】**

- 特に食物アレルギーへの対応が求められる給食施設の関係者に対して、定期的を実施している講習会や給食施設指導事業の巡回指導等の機会を活用し、適宜、アレルギー疾患に関する適切な情報提供、助言を実施していきます。

**【健康づくり支援課・衛生指導課・保健体育課】**

### 3 教育・保育施設、学校、社会福祉施設等における緊急時対応の確立

- アレルギー疾患を有する者がアナフィラキシーを引き起こした際に適切に対応するため、職員のアレルギー疾患に関する知識の習得やエピペン®を正しく扱うことを目的とした実践的な研修を定期的実施するとともに、適切な医療を受けることができるよう、保護者の同意を得た上で、学校生活管理指導表等の情報を地域の消防機関に対して事前に提供するといった医療や消防等の関係機関との連携を市町村関係課や教育委員会等に促していくことなどにより、緊急時対応の確立を進めていきます。

**【疾病対策課・子育て支援課・学事課・保健体育課・児童家庭課・障害福祉事業課・消防課】**

- 施設が抱えるアレルギー疾患に関する諸問題に対して、拠点病院と連携して、市町村関係課や教育委員会等に対し、医学的見地からの助言、支援を行っていきます。

**【疾病対策課・子育て支援課・学事課・保健体育課・児童家庭課・障害福祉事業課・高齢者福祉課】**

### 4 災害時の対応

#### (1) 災害時に備えた備蓄等の推進

- 一般被災者向けの食料に加え、乳幼児、高齢者、食物アレルギー疾患患者等の災害時要配慮者向けの食料について、備蓄や関係事業者との協定による調達により確保を図っていきます。 **【防災対策課】**

- 食物アレルギー疾患患者等、個別対応が必要となる災害時要配慮者向けの食料について、平常時における対象者への食料備蓄の周知や、災害時には、関係機関・団体と連携し食料を確保し、必要な者へ提供できるよう対応を図っていきます。

**【防災対策課・健康づくり支援課・疾病対策課】**

## (2) 災害時に備えた啓発の推進

災害時に市町村が開設する避難所を運営する際に、アレルギー疾患を持つ避難者が安心して避難ができるよう、避難所で提供する食事の原材料表示を示した包装や食料を示した献立表を掲示することや、誤食事故防止のための食物アレルギーの対象材料が示されたビブスの活用等を示した「災害時における避難所運営の手引き」を周知し、市町村の避難所運営を支援していきます。

またアレルギー関連団体等が作成した災害時の備えに関するパンフレットやホームページ等を県ホームページや拠点病院ホームページ等を通じて周知していきます。

**【危機管理政策課・疾病対策課】**

#### 第4節 アレルギー疾患に係る調査・分析、研究等の成果を活用したアレルギー疾患施策の推進

拠点病院が実施する、学校現場でのアレルギー疾患対策の状況やアレルギー疾患の地域的特性等、本県におけるアレルギー疾患の実情を継続的に把握するための調査・分析をもとに、アレルギー疾患対策を推進していきます。【疾病対策課】



## **第4章**

### **推進方策**

## 第1節 計画の推進体制

県はアレルギー疾患対策を推進するため、拠点病院で実施する調査・分析等を参考に、地域におけるアレルギー疾患の実情を継続的に把握し、県、拠点病院、日常的診療を行う医療機関、専門的な知識を有する医療従事者、医師会、市町村、教育関係者、患者や関係者等を構成員とする千葉県アレルギー疾患医療連絡協議会の意見を伺いながら、アレルギー診療連携体制、情報提供、人材育成等、地域の実情に応じたアレルギー疾患対策の推進を図っていきます。

## 第2節 計画の進行管理

アレルギー疾患医療連絡協議会については、関係課を交え、定期的を開催するものとし、本計画に定められた取り組みの進捗の確認等、アレルギー疾患対策の更なる推進のための検討の場として機能するものとします。